

# 税制上の優遇措置

当館へのご寄付には、税制上の優遇措置が適用されます。

## 個人の方

当財団へのご寄付は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税などの優遇措置が受けられます。

公益財団法人沖縄県女師・一高女ひめゆり平和祈念財団は、新寄付税制に基づく税額控除対象法人として認定を受けています。

確定申告の際に「税額控除」と「所得控除」の有利な方を選択いただけます。

年収や家族構成等によって違いはありますが、多くの方にとっては従来の「所得控除」よりも「税額控除」を利用した方が減税効果が高くなります。

年間の寄付金合計額の上限は、年間所得金額の 40% です。税額控除額の上限は、所得税額の 25% です。

### 沖縄県にお住まいの方

沖縄県の「個人県民税」は申告により一定の額が個人県民税から控除されます。

また、市町村民税につきましても、公益財団法人への寄付を条例で税額控除の対象としている場合がございます。詳しくはお住まいの市町村民税担当課へお問い合わせください。

※沖縄県外にお住まいの方は、個人住民税の対象とならない場合がほとんどです。ただし、お住まいの都道府県・市区町村がお住まいの地域外の特定公益増進法人にたいする寄付も条例で控除対象に指定している場合がございます。自治体の HP でご確認くださいか、各都道府県・市区町村の税担当課にお問い合わせください)

### 相続税の控除

相続・遺贈により取得された財産を、申告期限内(被相続人ご逝去の日の翌日から 10 ヶ月以内)に当財団へ寄付した場合、ご寄付分につきましては相続税の課税対象から除外されます(租税特別措置法第 70 条)

また、確定申告による寄付金控除により所得税の減税も受けられます。

※被相続人ご逝去の日から 10 ヶ月以上経った場合は、控除の対象外となります。

## 法人の方

当財団へのご寄付は、「特定公益増進法人に対する寄付金」として、一般の寄付金の損金算入額とは別枠で「特別損金算入限度額」が認められます。

ご寄付をいただきました際に、当財団の受領証明書と、税額控除を受けられる法人である旨の証明書の写しをお渡しいたしますので、確定申告時にご利用ください。

確定申告に係る詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。